

日本フランス語フランス文学会東北支部大会

## 総 会 次 第

議長：辻野稔哉（秋田大学）

### I 報告事項

- 1 各種委員会報告
  - 1) 役員会
  - 2) 幹事会
  - 3) 支部運営委員会
  - 4) あり方検討委員会
  - 5) 渉外委員会
  - 6) 語学教育委員会
  - 7) 資料調査委員会
  - 8) 広報委員会
  - 9) 監査
- 2 支部会誌編集委員会報告
- 3 支部会員の登録状況
- 4 その他

### II 協議事項

- 1 役員を選出について
  - 1) 役員に関する支部規約の確認
  - 2) 役員及び任期の確認
  - 3) 支部長の選出
  - 4) 語学教育委員及び広報委員の選出
- 2 支部規約の改正と学生会費について
- 3 「研究発表者に対する交通費補助に係る規程」の改正について
- 4 終身会員制度について
- 5 次期開催校について
- 6 その他



終身会員制度について

**提案**

- ・終身会員の創設を提案する。
- ・基本的な考え方は次の通り。65歳以上の会員は、5年分の会費を支払うことで、終身会員となることができる。終身会員は、普通会员と同等の権利を有する。
- ・上の考え方を具体化するため、現在の会則にある身分規定を変更し、運営規則を別に定めることとする。

**会則に関する変更案**

変更前	変更後
日本フランス語フランス文学会会則 第3章 会員 第6条（会員の種類）会員は次の3種とする。 1. 普通会员 2. 学生会員 3. 賛助会員 第7条（会員の定義）①学生会員は大学院及び 大学学部等在籍者 ②賛助会員は本会の主旨に賛同する企業・出版 者等の営利的企業・団体 ③上記以外の会員はすべて普通会员とする。	日本フランス語フランス文学会会則 第3章 会員 第6条（会員の種類）会員は次の3種とする。 1. 普通会员 2. 学生会員 3. 終身会員 4. 賛助会員 第7条（会員の定義）①学生会員は大学院及び 大学学部等在籍者 ②賛助会員は本会の主旨に賛同する企業・出版 者等の営利的企業・団体 ③ <u>運営規則に定める条件をみたした会員は、終            身会員となることができる。</u> ④上記以外の会員はすべて普通会员とする。

**運営規則（すべて新規提案）**

第3章（第6条、第7条）

- 第1条（終身会員となる条件） ① 65歳以上の会員は、終身会員となることができる。  
 ② 一度退会した65歳以上の元会員についても、常任幹事会で承認されれば、終身会員となることができる。
- 第2条（終身会員の会員としての権利） ① 終身会員は、普通会员と同じ権利を有する。  
 ② 終身会員は、会費納入の義務を免除される。
- 第3条（申請手続） ① 終身会員となることを希望する者は、申請書に必要事項を記入し、本会事務局に提出する必要がある。  
 ② 常任幹事会は、提出された申請書を確認し、申請を受理する。一度退会した会員については、審議した上で申請の受理を決める。  
 ③ 常任幹事会は、申請が受理されたことを申請者に文書で通知する。  
 ④ 申請者は、上記の通知を受けた後、次の⑤に定める費用を納入しなければならない。  
 ⑤ 終身会員となるための費用は、会費5年分とする。

運営規則は、第3章以下、章の番号をひとつずつ変更する。

以上

## 提案の背景説明

1. 仏文学会は、現在大幅な縮小期を迎えています（2000年からの個人会員数の推移、ならびにここ10年の平均減少率2.9%を単純に掛けて2016年までにどのように会員数が推移するかを算出した表を参照下さい）。学生会員が比較的コンスタントにいることを考えると、会員数の減少は大学退職などを機に脱会する会員、ならびに現役世代で仏文学会に距離を取って入会しない、もしくは途中で退会する研究者によるものと考えられます。このうち、現役世代の退会・非入会については、学会の運営そのものに関わる複雑な問題であり、どういふ手を打つべきか簡単に答えが出ません。それに対して、引退世代の研究者に対しては、学会からこれまでの貢献に感謝し、引きつづき会員として活躍をお願いしますというメッセージを発信すれば、仏文学会に残っていただける可能性があります。

年度	個人会員	増減率 (前年比)	(学生会員)
2000	1931		141
2001	1924		157
2002	1866	-3.0%	100
2003	1760	-5.0%	109
2004	1741	-1.0%	101
2005	1652	-5.1%	111
2006	1603	-2.9%	130
2007	1541	-3.8%	135
2008	1520	-1.3%	137
2009	1494	-1.7%	121
2010	1473	-1.4%	125
2011	1415	-3.9% (10年平均-2.9%)	128
(2012)	(1408)	(-2.9%)	
(2013)	(1367)	(-2.9%)	
(2014)	(1327)	(-2.9%)	
(2015)	(1288)	(-2.9%)	
(2016)	(1250)	(-2.9%)	

2. 大学退官時に、仏文学会からの退会を考える、あるいは会費未納で自然退会することをお考えになっている先生方のお話を複数お伺いしました。現在の体制では、学会のために奉仕する感覚が強く、退官と同時に関係を断ちたいとお考えになる方が多いという個人的な印象を受けました。これは仏文学会にとって大変な人材損失であり、学会活動において大切な方々をみすみす退会に追いやっていることとなります。

3. 会員数が大幅に減少していること、そしてこれから定年になる先生方が世代の波として押し寄せることを考えると、例え拙速であっても、来年3月までに手を打つ必要があると考えます。退職年齢以上の会員の方々に、どのように活動していただく場を確保するかという議論とは別に、まず引きつづき会員でいていただくための制度を設けることが、学会運営の火急の課題と考えます。

4. 「終身会員」という発想自体は、90年代から盛んに議論されていたと伺っています。今年、幹事長になってから、複数の先輩方にぜひ終身会員制度を設けてほしいとの要請を受けました。深くコミットしないという仏文学会独特の姿勢のために、総会などの議論で積極的な話し合いがおこなわれただけで、この問題自体は長いあいだ会員の話題に上っていたことを確認しています。

5. 先輩方の助言で印象に残っているのは、収支を考えていてはこの制度はできないと言われたことです。何歳から、何年間の会費を払えば、という実務的な部分を議論しては、いつまでも結論が出ないかもしれません。もっとも重要な点は、終身会員が会費収入を増やすための制度ではないということです。これまで多大な功績を積んでいただいた会員の方々に、今後も学会活動を見守り、さまざまな寄与をしていただく、というのが創設の主旨です。大学退官などの区切りで関係を放棄されることは、仏文学会にとって大変な損失であるという気持ちを、このような制度を設けることではっきり言葉にする必要があると考えます。

6. 終身会員の条件規定については、さまざまなご意見・ご異論があることと思います。総会に提案する前に、修正できる点は修正致します。ただ、どういう数字がもっとも適切かは制度開設前には決めがたいところがあることもご配慮ください。終身会員という制度をまず設け、その後は状況に合わせて柔軟に条件を変えてゆくのが、もっとも現実的な対処法と考えます。そのため、年齢、納入金額については、運営規則で定めることとし、その時々状況に応じて変えてゆくのが最善の策ではないでしょうか。

7. 上記提案で、退会した会員について言及したのは、終身会員制度がないために退会を決意した元会員が、規定がなかったための不利益を被らないための措置です。退会を宣言せず、会費未納で自然退会した会員もふくめ、大きく門戸を開きたいと考えています。常任幹事での審議事項とし、それまでの会費納入状況などを確認して、無茶な申し出ではないと判断した時には原則として受け入れるという形で、一定の歯止めをかけることは可能と考えます。

8. 5年分の会費支払いについては、最初は一括払いで提案しましたが、支払いが厳しい会員もいるかもしれないというご意見をいただきました。支払いについては5年分割も可能とし、申請書に支払い方法を記入する欄を設けることにいたします。

9. 終身会員制度の応じてくださった方々からの納入金については、予算上別個の項目として立てます。その予算をどのように使うかは、幹事会で決定することと致します。

10. 終身会員の所属支部については、会則の規定を適用することとします——「居住地と所属校または勤務地が異なる会員は、両者のうち任意のいずれかが所在する支部に所属する」(第29条)。退職時の「所属校または勤務地」、もしくは退職後の居住地のいずれかを、申込書を提出する際に選択していただきます。

常任幹事会での審議に先立って、会長・副会長・支部長に提案書を見ていただき、この制度創設にご賛同の意見をたまわりました。運営についていただいたご意見は、この提案書に反映させました。幹事会でのご意見をふまえ、さらに提案を練りあげる所存です。この件ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

2011年9月7日  
常任幹事会を代表して 塚本昌則



資料 2
日本フランス語フランス文学会 東北支部大会 総会
2011 (H23) 年 11 月 12 日

## 日本フランス語フランス文学会 東北支部会

会員名簿2011：普通51＋学生2＝計53名（支部のみ会員：\*氏名2名を含む）

(2011年11月12日現在)

氏名	シメイ	会員区分
ASH, Robert #	アッシュ ロベール	普通
阿部 いそみ	アベ イミ	普通
阿部 宏慈	アベ コウジ	普通
阿部 宏	アベ ヒロシ	普通
泉田 武二 #	イズミタ タケジ	普通
泉谷 安規	イズミヤ ヤスリ	普通
磯野 暢祐	イソ ヨウスケ	普通
今井 勉	イマイ ツム	普通
大内 和子 #	オウチ カスコ	普通
大谷 尚文	オオタニ ナオミ	普通
* 金柿 宏典 #	カナガキ ヒロリ	普通
菊地 良夫	キクチ ヨシオ	普通
工藤 貴子 #	クドウ タカコ	普通
熊本 哲也	クマト テツヤ	普通
GRAS, Alexandre	グラ アレクサンドル	普通
黒岩 卓	クロイワ タク	普通
小池 隆太	コイケ リュウタ	普通
後藤 尚人	ゴトウ ナオト	普通
後藤 斉 #	ゴトウ ヒロシ	普通
小林 文生	コバヤシ フミオ	普通
坂巻 康司	サカマキ コウジ	普通
佐藤 伸宏 #	サトウ ノブヒロ	普通
佐藤 由夏理	サトウ ユカリ	普通
佐藤 了三 #	サトウ リョウゾウ	普通
佐野 敦至	サノ アツシ	普通
島貫 葉子	シマズキ ヨウコ	普通
JANSON, Michel	ジャンソン ミシェル	普通

氏名	シメイ	会員区分
正田 靖子	ショウダ ヤスコ	普通
高橋 梓	タカハシ アスサ	学生
高橋 広宣	タカハシ ヒロノブ	普通
田村 奈保子	タムラ ナホコ	普通
辻野 稔哉	ツジノ トシヤ	普通
寺本 成彦	テラモト ナルヒコ	普通
寺本 弘子	テラモト ヒロコ	普通
中里 まき子	ナカサト マキコ	普通
服部 カトリーヌ	ハットリ カトリーヌ	普通
林 修	ハヤシ オサム	普通
平手 伸昭 #	ヒラテ ノブアキ	普通
廣松 勲	ヒロマツ イサオ	学生
深井 陽介	フカイ ヨウスケ	普通
福井 寧	フクイ ヤスシ	普通
* 深町 弘吉	フカマチ コウキチ	普通
藤井 史郎 #	フジイ シロウ	普通
翠川 博之	ミドリカワ ヒロユキ	普通
宮本 直規	ミヤモト ナオキ	普通
村山 茂 #	ムラヤマ シゲル	普通
MEVEL, Yann	メヴェル ヤン	普通
森田 直子	モリタ ナオコ	普通
柳沢 文昭	ヤナギサワ フミアキ	普通
山崎 冬太	ヤマザキ フユタ	普通
山本 昭彦	ヤマモト アキヒコ	普通
横井 雅明	ヨイ マサアキ	普通
米山 親能	ヨネヤマ チカヨシ	普通

(氏名 # = メールアドレス不明)



資料 3
日本フランス語フランス文学会 東北支部大会 総会
2011 (H23) 年 11 月 12 日

## 日本フランス語フランス文学会東北支部規約

第1条（名称） 本支部は、日本フランス語フランス文学会（以下「本会」と略記する）東北支部と称する。

第2条（事務局） 事務局は、運営委員会が責任を負い、原則として支部長の所属校におく。

第3条（目的） 東北地区におけるフランス語フランス文学の研究と教育の発展並びに普及に寄与し、あわせて会員相互の連絡・親睦を図る。

第4条（会員） 原則として、本支部会員は東北地区に居住または勤務し、本会の会員である者とする。支部会員は普通会员・学生会員・賛助会員の3種とする。ただし、支部のみの所属も認める。

第5条（役員） 本支部に次の役員をおき、その任務を次のように定める。

1. 支部長 1名  
支部の事業を統括し、支部を代表する。
2. 支部代表幹事 1名  
支部の代表として本会幹事会において支部の意見を反映し、その審議・評決に加わる。また支部長を補佐する。
3. 運営委員 3名  
支部長・代表幹事とともに支部の運営にあたる。
4. 委員会委員 若干名  
本会会則第24条に定められた委員会の活動に参加する。
5. 監査 2名  
支部の会計を監査する。

第6条（選任と任期） ① 役員は総会において選出するものとする。選出方法は運営細則の定めるところによる。

② 役員の任期を以下のように定める。

1. 支部長の任期は2年とし、再任はできない。
2. 支部代表幹事の任期は2年とし、再任はできない。
3. 運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、3選できない。また、本会の委員会委員との兼任を妨げない。
4. 本会に推薦する委員会委員の任期は、委員会それぞれの内規によるものとする。
5. 監査の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、3選できない。

第7条（事業） 本支部は次の事業を行なう。

1. 支部大会・討論会・研究会・講演会等の開催・後援。
2. 支部会報その他の発行。
3. その他、本支部の目的に沿う事業。

第8条（機関の種類） 本支部に次の機関をおく。

1. 総会
2. 運営委員会

第9条（総会） ① 支部総会は、本支部最高の議決機関として、運営委員会によって指名された議長の主宰のもとに、役員を選任、事業の方針、予算・決算など、会務の重要事項を審議する。

② 支部総会は支部長が招集し、原則として年1回支部大会時に開催する。

③ 支部総会の議決は、出席会員の3分の2以上の同意をもって成立する。

第10条（運営委員会） ① 運営委員会は、支部規約および総会の議にそって、支部の運営にあたる。

② 運営委員会は、支部長・支部代表幹事・運営委員をもって構成する。

③ 運営委員会は、支部長がこれを招集する。

第11条（会費および会計） ① 支部会員は運営細則の定める支部会費を納入しなければならない。

② 会計年度は4月1日にはじまり、翌年の3月31日に終わる。

③ 会計報告は会計監査を経て、各支部会員へ通知する。

第12条（規約の変更） 本規約の変更は総会の議決による。

付則 この規約は2002年6月3日より施行する。

## 運営細則

第1条（役員を選任） ① 役員は本支部の普通会员及び学生会員で、同時に本会の会員である者のなかから選出する。

② 本支部規約第5条に記された順に選出する。

③ 支部長、支部代表幹事、運営委員の選出は総会出席者の投票によるものとする。

④ 運営委員会はこれらの役員の候補者を総会に推薦することができる。

⑤ ①に定められた会員はこれらの役員に立候補することができる。

⑥ 候補者の数が役員の定数と一致する時は投票を省略することができる。

⑦ 投票による場合は、支部長、支部代表幹事については1名单記、運営委員については3名連記とする。

⑧ 得票多数の者をもって当選者とする。上位者の得票が同数であるときは、決選投票を行ない上位得票者を当選者とする。

⑨ 委員会委員及び監査については、運営委員会の推薦に基づき総会で選任する。

⑩ 支部役員の発令は当該役員選任後の本会春季総会の翌日付けとする。

第2条 運営委員は、総会において選任する。

第3条 支部会費は、年額普通会员2,000円、学生会員1,000円、賛助会員5,000円とし、本会会員の場合は、支部が一括して本会事務局に代理徴収を依頼できるものとする。

資 料 4
日本フランス語フランス文学会 東北支部大会 総会
2011 (H23) 年 11 月 12 日

東北支部役員

(2011 年 5 月 29 日現在)

役 職	氏 名
支 部 長	大谷 尚文 (2010-2012 : 要改選)
支部代表幹事	林 修 (2011-2013)
運営委員	[会計担当] 森田 直子 (2011-2013) [支部会誌担当] 今井 勉 (2011-2013 : 2 期目) [総務担当] 後藤 尚人 (2011-2013)
委員会委員	[渉外委員] 坂巻 康司 (2011-2013) [あり方検討委員] 佐野 敦至 (2011-2013) [学会誌編集委員] 熊本 哲也 (2011-2015 : 2 期目) 黒岩 卓 (2011-2015) [資料調査委員] 中里 まき子 (2010-2012 : 2 期目 : 委員減) 阿部 いそみ (2011-2013) [語学教育委員] 磯野 暢祐 (2010-2012 : 2 期目 : 要改選) [広報委員] 辻野 稔哉 (2010-2012 : 要改選)
監 査	菊地 良夫 (2011-2013 : 2 期目) 小林 文生 (2011-2013 : 2 期目)



2011.10.16  
常任幹事会

### 「支部会費」に関わる支部規約改正案

- 1) 各支部の規約において、これまで支部会費の納入を義務付けていた条文は、すべて、「本会会則 11 条に従って会費を納入」という文言に変更しました。本会会則にすでに記されていることを反復することになります。なんらかの形で会費納入の義務を記さないと、各支部規約において、条文相互の有機的な繋がりが損なわれかねず、上記のような変更案といたしました。また「代理徴収」に関わる文言は、すべて「削除」の提案としています。
- 2) 「支部のみ会員」制度に関しては、昨年 9 月の幹事会で確認したように、各支部のご判断にお任せします。存続の場合「支部のみ会員」の「支部会費」を、規約に何らかの形で記載せざるをえないと思います。現在の条文で関連する箇所は下記にあげましたので、適宜あらたな条文をご決定ください。
- 3) 中部支部と関西支部の規約では、会費滞納 2 年以上で会員資格が停止されることになっています。ただし本会会則では、滞納 2 年で会員資格抹消となります。支部独自のお考えがあることと思いますが、下記の該当箇所をご検討くださればさいわいです。

	現行 (会費に関わる条項)	改正案 (下線は変更箇所)
北海道	<b>規約第 6 条 (会費)</b> 本支部会員は所定の会費を納入しなければならない。会費の金額および納入方法に関しては本規約細則に従う。会費の滞納が会計年度 2 年を超えた会員は、会員登録を抹消する。	<b>規約第 6 条 (会費)</b> 本支部会員は、 <u>本会会則第 11 条</u> に従い、所定の会費を納入しなければならない。【削除→会費の金額および納入方法に関しては本規約細則に従う。】会費の滞納が会計年度 2 年を超えた会員は、会員登録を抹消する。
	<b>規約第 13 条 (会計)</b> ①本支部の運営に必要な経費は、本支部会費、寄付金その他の収入をもってこれに当てる。	<b>規約第 13 条 (会計)</b> ①本支部の運営に必要な経費は、 <u>本会から交付された運営費</u> 、寄付金その他の収入をもってこれに当てる。
	<b>細則第 1 条</b> 支部会費は年額 2000 円とし、その納入方法については、以下のように定める。 ① 学会会員の支部会費納入は、学会会費納入時に学会事務局の代理徴収によって行なう。 ② 本支部のみに属する会員は、入会時に当該年度の会費全額に加えて、別途入会金 1000 円を支部事務局に納入する (以下略)。	<b>細則第 1 条</b> 【項目②のみ残す??】 ① 削除 ② 本支部のみに属する会員は、入会時に当該年度の <u>支部会費</u> に加えて、別途入会金 1000 円を支部事務局に納入する (以下同文)。【この「支部会費」の金額を明示する必要ありか】

東北	規約第 11 条 (会費及び会計) ①支部会員は運営規則の定める支部会費を納入しなければならない。	規約第 11 条 (会費及び会計) ①支部会員は、 <u>本会会則第 11 条に従い</u> 、所定の会費を納入しなければならない。
	運営規則第 3 条 支部会費は、年額普通会員 2000 円、学生会員 1000 円、賛助会員 5000 円とし、本会会員の場合は、支部が一括して本会事務局に代理徴収を依頼できるものとする。	【「支部のみ会員」対応の条文に変更？】
関東	規約第 6 条 (会費納入の義務) ①会員は、年会費 2000 円を納入しなければならない。 ②会費は、本会会員の場合は、本会事務局に代理徴収を依頼できる。	規約第 6 条 (会費納入の義務) ①会員は、 <u>本会会則第 11 条に従い</u> 、所定の会費を納入しなければならない。【上記文言に続けて、「支部のみ会員」の支部会費を明記か】 ②【削除】
	規約第 20 条 (本支部運営の経費) 本支部の運営に必要な経費は、支部会費、補助金、寄附金、その他の収入によってこれに充てる。	規約第 20 条 (本支部運営の経費) 本支部の運営に必要な経費は、 <u>本会から交付される運営費</u> 、補助金、寄附金、その他の収入によってこれに充てる。
中部	規約第 7 条 正会員および準会員は所定の金額を納入しなければならない。2 年を超えて所定の会費を納入しない正会員および準会員に対しては、第 12 条に定める幹事会の議を経て、会員としての資格を停止し (以下略)	規約第 7 条 ①正会員は、 <u>本会会則第 11 条に従い</u> 、所定の会費を納入しなければならない。【「準会員」が「支部のみ会員」だとすると、続いて、「準会員」の「支部会費」納入義務に関する文言でしょうか？】2 年を超えて所定の会費を納入しない正会員および準会員に対しては、第 12 条に定める幹事会の議を経て、会員としての資格を停止し (以下略) 【この条項は、本会会則第 12 条と齟齬をきたしているように思われます。支部独自のお考えがあるかもしれませんが、会則では 2 年間未納の場合は、「権利停止 (資格停止)」ではなく「登録抹消」です。「権利停止」は、本会は会費 1 年間未納者となります (本会会則 13 条)。本会会則とのすりあわせを、どうかよろしくご検討ください。】
	規約第 17 条 本支部の経費は、正会員および準会員の会費、寄附金その他の収入をもってこれにあてる。 規約第 18 条 会費は正会員年額 3000 円、準会員 2000 円とする。	規約第 17 条 本支部の運営に必要な経費は、 <u>本会から交付される運営費</u> 、寄附金その他の収入によってこれにあてる。 規約 18 条 【「支部のみ会員」対応の条文に変更？】

関西	<p><b>規約第 9 条 (会員の義務)</b> 会員は、毎年会計年度末 3 月 31 日を期限として、年額 2000 円の支部会費を納入しなければならない。</p>	<p><b>規約第 9 条 (会員の義務)</b> 会員は、<u>本会会則第 11 条に従い</u>、所定の会費を納入しなければならない。【上記文言に続けて、「支部のみ会員」の支部会費を明記か】</p>
	<p><b>規約第 10 条 (権利の停止)</b> 支部会費の滞納が 2 年を過ぎた会員は、滞納会費の全額が納入されるまで、本支部会員としての権利を停止する。</p>	<p><b>規約第 10 条 (権利の停止)</b> 【この条項は、本会会則第 12 条と齟齬をきたしているように思われます。支部独自のお考えがあるのかもしれませんが、会則では 2 年間未納の場合は、「権利停止」ではなく「登録抹消」です。「権利停止」は、本会は会費 1 年間未納者となります (本会会則 13 条)。本会会則とのすりあわせを、どうかよろしくご検討ください。】</p>
	<p><b>規約第 30 条 (代理徴収)</b> 本支部は、支部会費の徴収を、本会に委託することができる。</p>	<p>【削除】</p>
	<p><b>実行委員会覚書第 27 条 (権利の停止)</b> 2 年間の支部会費の滞納による、会員としての権利の停止は、会計年度 2 年が過ぎた翌日 (4 月 1 日) の日付をもって行なう。</p>	<p><b>実行委員会覚書第 27 条 (権利の停止)</b> 【この条項も、上記「規約第 10 条」をご検討される際に、同時にお考えください。】</p>
中国・四国	<p><b>規約第 6 条 (権利・義務)</b> ②会員は、年額 2000 円の会費を納入しなければならない。ただし、学生会員は、年額 1000 円とする。</p>	<p><b>規約第 6 条 (権利・義務)</b> ②会員は、<u>本会会則第 11 条に従い</u>、所定の会費を納入しなければならない。【上記文言に続けて、「支部のみ会員」の支部会費を明記か】</p>
	<p><b>細則 申し合わせ (代理徴収)</b> 準会員を除く会員の支部代理徴収を学会に要請する。</p>	<p><b>削除</b> 【あるいは、ここに「支部のみ会員」の支部会費を明記か】</p>
九州	<p><b>規約第 11 条 (会費)</b> 会員は所定の会費を納入しなければならない。会費に関する細則は運営規則に定める。</p>	<p><b>規約第 11 条 (会費)</b> 会員は、<u>本会会則第 11 条に従い</u>、所定の会費を納入しなければならない。【上記文言に続けて、「支部のみ会員」の支部会費を明記か】</p>
	<p><b>運営規則Ⅱ 第 1 条</b> 会員は下記の年会費を納めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 専任教員 4000 円</li> <li>2. それ以外の会員 3000 円</li> </ol>	<p>【削除ないし、ここに「支部のみ会員」の支部会費を明記か】</p>

## 資料 6

日本フランス語フランス文学会  
東北支部大会 総会

2011 (H23) 年 11 月 12 日

## 「支部会費」に関わる支部規約改正案

	現行 (会費に関わる条項)	改正案 (下線は変更箇所)
東北	規約第 11 条 (会費及び会計) ①支部会員は運営細則の定める支部会費を納入しなければならない。	規約第 11 条 (会費及び会計) ①支部会員は、 <u>本会会則第 11 条に従い</u> 、所定の会費を納入しなければならない。
	運営細則第 3 条 支部会費は、年額普通会員 2000 円、学生会員 1000 円、賛助会員 5000 円とし、本会会員の場合は、支部が一括して本会事務局に代理徴収を依頼できるものとする。	運営細則第 3 条 <u>支部のみに属する会員は、会費 (年額普通会員 2000 円、学生会員 1000 円) を支部事務局に納入しなければならない。</u>

資 料 7
日本フランス語フランス文学会 東北支部大会 総会
2011 (H23) 年 11 月 12 日

## 日本フランス語フランス文学会東北支部規約

改正：2011 (H 23) 年 11 月 12 日

第1条（名称） 本支部は、日本フランス語フランス文学会（以下「本会」と略記する）東北支部と称する。

第2条（事務局） 事務局は、運営委員会が責任を負い、原則として支部長の所属校におく。

第3条（目的） 東北地区におけるフランス語フランス文学の研究と教育の発展並びに普及に寄与し、あわせて会員相互の連絡・親睦を図る。

第4条（会員） 原則として、本支部会員は東北地区に居住または勤務し、本会の会員である者とする。支部会員は普通会员・学生会員・賛助会員の3種とする。ただし、支部のみの所属も認める。

第5条（役員） 本支部に次の役員をおき、その任務を次のように定める。

1. 支部長 1名  
支部の事業を統括し、支部を代表する。
2. 支部代表幹事 1名  
支部の代表として本会幹事会において支部の意見を反映し、その審議・評決に加わる。また支部長を補佐する。
3. 運営委員 3名  
支部長・代表幹事とともに支部の運営にあたる。
4. 委員会委員 若干名  
本会会則第24条に定められた委員会の活動に参加する。
5. 監査 2名  
支部の会計を監査する。

第6条（選任と任期） ① 役員は総会において選出するものとする。選出方法は運営細則の定めるところによる。

② 役員の任期を以下のように定める。

1. 支部長の任期は2年とし、再任はできない。
2. 支部代表幹事の任期は2年とし、再任はできない。
3. 運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、3選できない。また、本会の委員会委員との兼任を妨げない。
4. 本会に推薦する委員会委員の任期は、委員会それぞれの内規によるものとする。
5. 監査の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、3選できない。

第7条（事業） 本支部は次の事業を行なう。

1. 支部大会・討論会・研究会・講演会等の開催・後援。
2. 支部会報その他の発行。
3. その他、本支部の目的に沿う事業。

第8条（機関の種類） 本支部に次の機関をおく。

1. 総会
2. 運営委員会

第9条（総会） ① 支部総会は、本支部最高の議決機関として、運営委員会によって指名された議長の主宰のもとに、役員を選任、事業の方針、予算・決算など、会務の重要事項を審議する。

② 支部総会は支部長が招集し、原則として年1回支部大会時に開催する。

③ 支部総会の議決は、出席会員の3分の2以上の同意をもって成立する。

第10条（運営委員会） ① 運営委員会は、支部規約および総会の議にそって、支部の運営にあたる。

② 運営委員会は、支部長・支部代表幹事・運営委員をもって構成する。

③ 運営委員会は、支部長がこれを招集する。

第11条（会費および会計） ① 支部会員は、本会会則第11条に従い、所定の会費を納入しなければならない。

② 会計年度は4月1日にはじまり、翌年の3月31日に終わる。

③ 会計報告は会計監査を経て、各支部会員へ通知する。

第12条（規約の変更） 本規約の変更は総会の議決による。

付則 この規約は2002年6月3日より施行する。

付則 この規約は2012年6月4日より施行する。

## 運営細則

第1条（役員を選任） ① 役員は本支部の普通会员及び学生会員で、同時に本会の会員である者のなかから選出する。

② 本支部規約第5条に記された順に選出する。

③ 支部長、支部代表幹事、運営委員の選出は総会出席者の投票によるものとする。

④ 運営委員会はこれらの役員の候補者を総会に推薦することができる。

⑤ ①に定められた会員はこれらの役員に立候補することができる。

⑥ 候補者の数が役員の定数と一致する時は投票を省略することができる。

⑦ 投票による場合は、支部長、支部代表幹事については1名单記、運営委員については3名連記とする。

⑧ 得票多数の者をもって当選者とする。上位者の得票が同数であるときは、決選投票を行ない上位得票者を当選者とする。

⑨ 委員会委員及び監査については、運営委員会の推薦に基づき総会で選任する。

⑩ 支部役員の発令は当該役員選任後の本会春季総会の翌日付けとする。

第2条 運営委員は、総会において選任する。

第3条 支部のみに属する会員は、会費（年額普通会员2000円、学生会員1000円）を支部事務局に納入しなければならない。

資料 8
日本フランス語フランス文学会 東北支部大会 総会
2011 (H23) 年 11 月 12 日

日本フランス語フランス文学会東北支部

研究発表者等に対する交通費補助に係る規程

制定 2008 年 11 月 29 日

第 1 条

本規程は、本務校を持たない日本フランス語フランス文学会東北支部（以下、支部と言う）会員が支部大会において研究発表等を行う際に必要となる交通費を補助し、これらの会員の積極的な参加を促し、支部の活動の活性化を図ることを目的とする。

第 2 条

前条の場合において、会員からの申請にもとづいて、支部は会員の自宅または勤務先等から大会会場までの往路交通費を支給することができるものとする。ただし、交通手段は鉄道、路線バス等、常識的なものに限り、且つ合理的な経路に限る。

第 3 条

補助を受けようとする会員は、乗車券、特急券またはその購入を証明する領収証を添えて支部長あてに申請書を提出しなければならない。

第 4 条

支部長は支部運営委員会の議を経て、申請の適否を決する。

附則

本規程は 2009 年度から適用する。

## 資料 9

日本フランス語フランス文学会  
東北支部大会 総会

2011 (H23) 年 11 月 12 日

## 「研究発表者に対する交通費補助に係る規程」の改正について

現行	改正案
<p>規約第3条 補助を受けようとする会員は、乗車券、特急券またはその購入を証明する領収証を添えて支部長あてに申請書を提出しなければならない。</p>	<p>規約第3条 補助を受けようとする会員は、支部長あてに<u>交通経路と料金を明記した申請書（別表）</u>を提出しなければならない。</p>

資 料 10
日本フランス語フランス文学会 東北支部大会 総会
2011 (H23) 年 11 月 12 日

日本フランス語フランス文学会東北支部

## 研究発表者等に対する交通費補助に係る規程

制定 2008 年 11 月 29 日

改正 2011 年 11 月 12 日

### 第 1 条

本規程は、本務校を持たない日本フランス語フランス文学会東北支部（以下、支部と言う）会員が支部大会において研究発表等を行う際に必要となる交通費を補助し、これらの会員の積極的な参加を促し、支部の活動の活性化を図ることを目的とする。

### 第 2 条

前条の場合において、会員からの申請にもとづいて、支部は会員の自宅または勤務先等から大会会場までの往路交通費を支給することができるものとする。ただし、交通手段は鉄道、路線バス等、常識的なものに限り、且つ合理的な経路に限る。

### 第 3 条

補助を受けようとする会員は、支部長あてに交通経路と料金を明記した申請書（別表）を提出しなければならない。

### 第 4 条

支部長は支部運営委員会の議を経て、申請の適否を決する。

### 附則

本規程は 2009 年度から適用する。

**本規定は 2011 年 11 月 12 日から適用する。**



資料 11
日本フランス語フランス文学会 東北支部大会 総会
2011 (H23) 年 11 月 12 日

別表

平成 年 月 日

日本フランス語フランス文学会東北支部長

殿

## 学会発表者等交通費助成申請書

氏名

1. 学会等名：

2. 発表・シンポジウム等題目：

3. 開催日： 平成 年 月 日

4. 開催場所：

5. 旅費交通費（往路）

\*乗車駅から降車駅まで、乗換ごとに交通機関と駅名・バス停名等を記載してください。  
鉄道については普通／特急（新幹線）の別を記載ください。カッコが足りない場合は書き足してください。

記入例

(仙台市地下鉄 富沢) → (地下鉄 仙台) → (JR・新幹線 仙台) → (JR・普通 新青森)  
→ (JR 弘前)

計 11,200 円

( ) → ( ) → ( ) →  
( ) → ( )

計 円

